

埼玉県立大学創立20周年記念式典、記念講演及び  
祝賀会等の会場設営及び運営等業務委託契約書

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）とは、「埼玉県立大学創立20周年記念式典、記念講演及び祝賀会等の会場設営及び運営等業務（以下「本件業務」という。）」の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、本件業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（本件業務の実施）

第2条 乙は、本件業務を本契約書及び別添「埼玉県立大学創立20周年記念式典、記念講演及び祝賀会等の会場設営及び運営等業務委託仕様書」に基づいて履行しなければならない。

2 乙は本件業務を実施するに当たり、疑義が生じた事項については、甲に確認するものとする。

3 乙は、甲が求めたときは、本件業務の実施状況について、速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、必要があるときは、甲乙協議のうえで、本件業務内容の変更・追加、実施方法の変更等を行うことができるものとする。

（契約期間）

第3条 本件業務の契約期間は、契約日から2019年5月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

2 仕様書記載の祝賀会飲み物について、仕様書記載の数量と実際の消費数量（開栓数）に差があるときは、甲乙協議のうえ、清算し、契約金額を減額するものとする。

3 甲の都合により、本件業務に新たな業務を追加し、乙が履行した場合は、甲乙協議のうえ定めた金額を契約金額に追加するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は次のとおりとする。

契約金額の10分の1以上（又は公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程第38条第3号に基づき免除）

（監督）

第6条 甲は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

（検査）

第7条 乙は、本件業務を完了したときは、遅滞なく様式1の業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内に本件業務の完了を確認するための検査を行い、本件業務を合格と認めたときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（委託料の支払）

第8条 甲は、第4条に記載の委託料のうち、次の金額をその定める期日までに、乙が発行する適正な請求書に基づき、乙の指定する銀行口座に振込により支払うものとする。

金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

2019年3月29日

2 乙は、甲による第7条第2項の検査合格後、第4条に定める委託料（同条第2項及び第3項の業務の清算及び追加後の委託料総額）から、前項に基づき甲が乙に支払済みの金額を差し引いた金額を算出し、請求書を甲に発行する。

3 甲は、前項に係る適正な請求書を受理した日付が属する月の翌月末日までに、請求金額を乙の指定する銀行口座に振込により支払う。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合は、本契約書の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負ったものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合において

は、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負う。

（管理責任者の選任及び報告）

第10条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、管理責任者を選任し、業務処理を行うものとする。

2 乙は、前項の管理責任者を選任したとき及び変更した場合は、甲に対し様式2の管理責任者選任（変更）届により報告するものとする。

（法令遵守）

第11条 乙は、本件業務を履行するにあたって関係法令、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下、「条例」という。）その他の規定に従って行わなければならない。

（従事者の監督）

第12条 乙は、乙の従事者に対し、条例第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第21条第3項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（善良なる管理者の注意義務）

第13条 乙は、本件業務を遂行するに際して、善良な管理者の注意をもって業務にあたるものとする。

（貸与資料等の提供）

第14条 甲は、乙に対し本件業務を行うために必要な（個人）情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定により、乙は、甲から貸与資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出するものとする。

3 前2項の規定は、第9条第1項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部

又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(利用及び提供の禁止)

第15条 乙は、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(複製等の禁止)

第16条 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合ときは、この限りでない。

(貸与資料等の返還等)

第17条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、貸与資料等(複製したものを含む。)を速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を得た場合は、甲立会いの下に、貸与資料等を廃棄することができる。

3 甲は、第1項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が、本件業務を行う上で不要となった貸与資料等について準用する。

5 第1項、第3項及び前項の規定は、第8条第1項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(履行場所等への立入り)

第18条 乙は、本件業務の履行のために必要がある場合、履行期日前であっても甲の立会いの下、履行場所等に立ち入ることができる。

(秘密の保持)

第19条 乙は、甲からの貸与資料等(公知の情報を除く。)及び本件業務の履行に関して知り得た甲の情報及び住民・職員等の個人情報を他に漏らし、又は本件

業務の履行以外の目的で利用してはならない。

- 2 乙は、乙の従事者に対して、前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙の秘密保持義務は、本契約終了後も継続する。

(安全確保の措置)

第20条 乙は、本件業務を履行する上で取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第21条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

- 3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(違約金の徴収)

第22条 乙は、その責めに帰すべき理由により契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ第4条の委託料の額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(契約の変更)

第23条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

- 2 本契約の変更は、甲乙間で変更契約書を作成し、甲及び乙の権限ある代表者又は代理人が調印することによりなされなければならない。有効ではないものとする。

(契約の解除等)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 本件業務を履行しないとき。
- (3) 本件業務の期日までに履行できないと認められるとき。
- (4) 乙が情報漏えい等情報セキュリティ事故を起こしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項各号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

(損害賠償)

第25条 乙は、その責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたとき、又は前条第1項の規定により乙が契約を解除されたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第26条 本件業務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第27条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第28条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を

履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(3) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求額に年2.7パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の費用）

第29条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（裁判管轄）

第30条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、被告側の本店を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第31条 本契約の第18条、第26条、第29条並びに本条は、本契約の終了後も有効に存続する。

（定めのない事項等）

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

2018年12月 日

埼玉県越谷市大字三野宮820

甲 公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

乙



様式 1

## 業 務 完 了 報 告 書

年 月 日

(あて先)

公立大学法人埼玉県立大学  
理事長 田中 滋

所 在 地

商号又は名称

氏 名 印

下記委託業務が、 年 月 日に完了したので、埼玉県立大学創立20周年記念式典、記念講演及び祝賀会等の会場設営及び運営等業務委託契約書第7条第1項により報告します。

記

委託業務名	埼玉県立大学創立20周年記念式典、記念講演 及び祝賀会等の会場設営及び運営等業務委託
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

様式 2

管 理 責 任 者 選 任 ( 変 更 ) 届

年 月 日

(あて先)

公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

埼玉県立大学創立20周年記念式典、記念講演及び祝賀会等の会場設営及び運営等業務について、下記のとおり、管理責任者を選任(変更)したので、埼玉県立大学創立20周年記念式典、記念講演及び祝賀会等の会場設営及び運営等業務委託契約書第10条第2項により報告します。

記

1 役職名

2 氏名

## 誓 約 書

私は、本件業務（契約業務名：埼玉県立大学創立20周年記念式典、記念講演及び祝賀会等の会場設営及び運営等業務委託）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

### 記

説明した者           ○○○（乙の名称）  
                          ○○○（乙の管理責任者等の役職名）○○○○（氏名）

平成    年    月    日

氏名

印

（注）ここで「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。